

5 盛 広 号 外
令和6年3月4日

見積参加希望者 様
(盛岡市内に本社を有する「広告・宣伝」の有資格者)

盛岡市長 内 舘 茂

随意契約見積通知書

今般、下記事項を随意契約に付するに際し、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知して見積されたく通知します。

記

1 随意契約に付する事項

件 名 令和6年度盛岡市公式ホームページバナー広告掲載役務請負
仕 様 盛岡市広告掲載要綱、盛岡市広告掲載基準及び盛岡市公式ホームページバナー広告掲載取扱要領に定めるとおり
履行場所 市長公室広聴広報課

2 履行期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

3 契約事項を示す場所

盛岡市市長公室広聴広報課

4 見積書提出の場所及び日時

令和6年3月15日 午前9時から午後3時まで 盛岡市役所本庁舎別館6階 広聴広報課
期限到来後即時開札

5 郵便又は電話による見積

認めない

6 契約書作成の要否

要 役務請負契約書による。

7 その他

(1) 見積回数

1回限りとする。ただし、予定価格を超えない場合は、協議して決定する場合がある。

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし、一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。

なお、決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって契

約価格とするので、見積人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9の規定に該当する見積

(4) 代理人による見積

代理人をして見積させるときは、委任者（契約権限を有する者）が記名押印して代理人の氏と使用印鑑を指定した委任状を提出すること。

(5) 見積の辞退

心得第11第2項の規定によること。

(6) 本件は令和6年度予算につき今回は見積徴取までとし、契約締結は4月1日以降とする。

(7) この見積に関する問い合わせ

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和6年3月13日正午までに電子メールにより、盛岡市市長公室広聴広報課あて提出すること。回答は市ホームページで令和6年3月14日までに公表する。

電子メールアドレス info@city.morioka.iwate.jp

盛岡市市長公室広聴広報課 電話 019-613-8369